

1. 社会的要請・背景

●近年の水災害の激甚化

近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫、**水害の激甚化**が想定されます。このため、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「最悪の事態」を想定して、人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となっています。

●水防法改正の概要(平成27年5月改正)

このような背景の中、平成27年5月に水防法が改正され、現行の河川整備の将来目標とする「計画規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域から、**想定し得る最大規模**の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を、新たに公表することになりました。

改正の概要

○:水防法改正 ◇:水防法・下水道法改正

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表**(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

出典:国土交通省HP

垂直避難を意識したランク区分

浸水深等	RGB (標準)	標準
20m ~	220,122,220	5.0m
10m ~ 20m	242,133,201	3.0m
5m ~ 10m	255,145,145	3.0m
3m ~ 5m	255,183,183	0.5m
0.5m ~ 3m	255,216,192	0.5m
~ 0.5m	247,245,169	0.5m

※水害ハザードマップ作成の手引きより

2. 市町村におけるハザードマップ作成について

●洪水ハザードマップ作成について

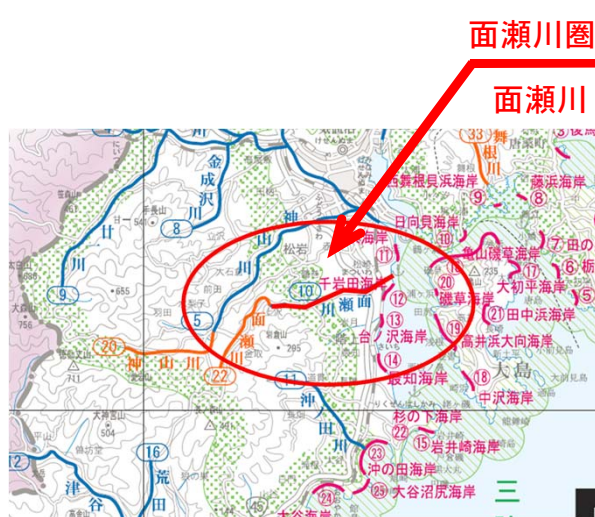
浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、**想定最大規模における洪水を対象とし**※、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した**洪水ハザードマップ**を作成し、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知することが定められています。

3. 令和3年度作成予定河川(気仙沼・南三陸圏域)



八幡川圏域

八幡川
水尻川
新井田川
西戸川
折立川
水戸辺川
伊里前川



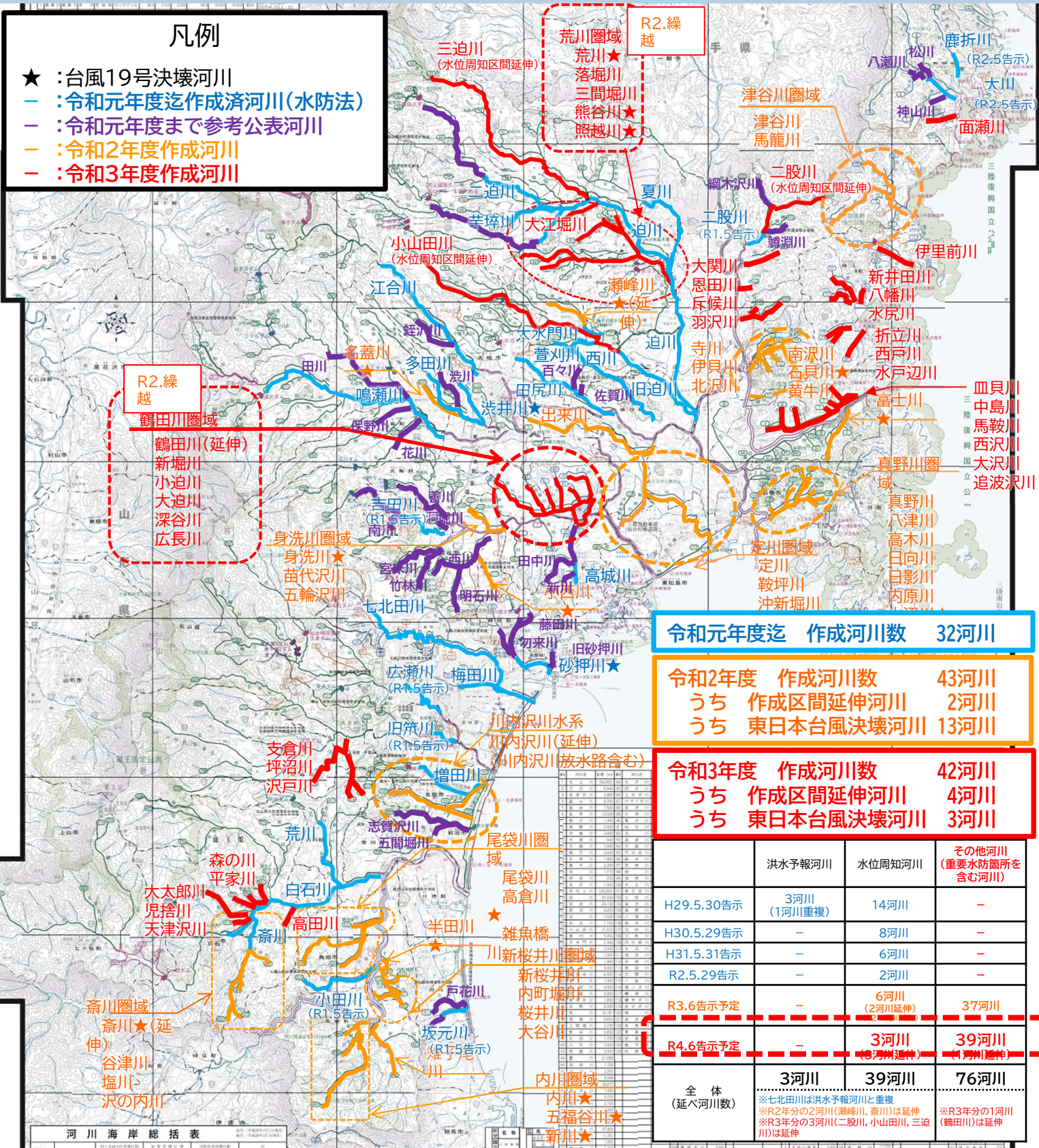
面瀬川圏域

面瀬川

洪水浸水想定区域図作成河川

凡例

- ★ : 台風19号決壊河川
- (赤線) : 令和元年度迄作成済河川(水防法)
- (紫線) : 令和元年度まで参考公表河川
- (黄線) : 令和2年度作成河川
- (赤線) : 令和3年度作成河川



令和元年度迄 作成河川数 32河川

令和2年度 作成河川数 43河川
 うち 作成区間延伸河川 2河川
 うち 東日本台風決壊河川 13河川

令和3年度 作成河川数 42河川
 うち 作成区間延伸河川 4河川
 うち 東日本台風決壊河川 3河川

	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川 (重要水防箇所を含む河川)
H29.5.30告示	3河川 (1河川重複)	14河川	-
H30.5.29告示	-	8河川	-
H31.5.31告示	-	6河川	-
R2.5.29告示	-	2河川	-
R3.6告示予定	-	6河川 (2河川延伸)	37河川
R4.6告示予定	-	3河川 (3河川延伸)	39河川 (1河川延伸)
全体 (延べ河川数)	3河川	39河川	76河川

●近年の水災害の激甚化
 ・近年、令和元年東日本台風で代表される大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な反乱、水害の激甚化が想定
 ・施設計画を超える豪雨が発生した場合など、「最悪の事態」を想定して人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要
 ●水防法改正の概要(H27.5改正)
 ・現行の河川整備の将来目標とする「計画規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域から、「想定し得る最大規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の公表を位置づけ

○令和2年度出水期までに、洪水予報河川(3河川)及び水位周知河川(34河川)での指定・公表(計36河川、1河川(七北田川)重複)
 ○令和3年度出水期までに、令和元年東日本台風で被害にあった13河川を含む43河川追加(うち2河川は延伸)
 ○令和3年度は、重要水防箇所を含む42河川(うち4河川は延伸)で作成し、令和4年度出水期までに告示予定
○作成河川数の合計 R3.5 73河川 → R4.5 111河川:38河川追加 ※重複を除く河川数